

平成25年9月定例会

議案説明資料

予算に関する説明書

(平成25年度9月補正予算関係)

総務部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成25年9月定例会議案説明資料目次

総務部

【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁	
第1号	平成25年度鳥取県一般会計補正予算			
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書(総括)	財政課	1	
	2 補正予算給与費明細書	財政課	5	
	3 補正予算説明資料	(総括表)		6
		関西本部		7
		行財政改革局 財源確保推進課		8
		職員人材開発センター		10
4 歳入歳出事項別明細書		12		
5 節の明細		15		
6 繰越明許費に関する調書	行財政改革局 財源確保推進課	16		

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第4号	鳥取県附属機関条例の設定について	行財政改革局 業務効率推進課	17
第7号	鳥取県固定資産評価審議会条例等の一部改正について	税務課	35

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	議会の委任による専決処分 ^の 報告について (3) 鳥取県情報公開条例等 ^の 一部改正について (平成25年7月22日専決)	行財政改革局 人事企画課	37
	(11) 職員の退職手当に関する条例 ^の 一部改正について (平成25年8月25日専決)	行財政改革局 人事企画課	40

報告番号	件名	課名等	頁
第 7 号	長期継続契約の締結状況について	東京本部	45

平成25年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
7 分担金及び負担金	883,527	22,664	906,191
9 国庫支出金	44,695,806	2,274,114	46,969,920
12 繰入金	25,831,456	2,732,751	28,564,207
13 繰越金	3,600,291	1,399,840	5,000,131
14 諸収入	11,295,506	68,353	11,363,859
15 県債	48,184,000	3,910,000	52,094,000
歳入合計	339,760,743	10,407,722	350,168,465

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	23,817,725	3,082,879	26,900,604	1,131	2,928,000	1,476	152,272
3 民生費	42,898,539	178,783	43,077,322	△ 16,030		120,518	74,295
4 衛生費	13,982,897	1,778,176	15,761,073	917,971		748,732	111,473
5 労働費	4,572,954	401,836	4,974,790	251,890		83,865	66,081
6 農林水産業費	27,957,079	1,887,501	29,844,580	41,579	20,000	1,659,889	166,033
7 商工費	12,232,599	74,205	12,306,804		28,000		46,205
8 土木費	49,087,464	1,649,203	50,736,667	60,000	750,000	140,560	698,643
10 教育費	69,871,000	138,674	70,009,674	15,443	5,000	68,728	49,503
11 災害復旧費	5,491,031	1,216,465	6,707,496	1,002,130	179,000		35,335
歳出合計	339,760,743	10,407,722	350,168,465	2,274,114	3,910,000	2,823,768	1,399,840

歳入

7款 分担金及び負担金

1項 分担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
2 農林水産業費分担金	89,390	10,681	100,071	1 農地費分担金	10,681	土地改良費分担金 10,500 農地防災事業費分担金 181
計	155,054	10,681	165,735			

2項 負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
3 農林水産業費負担金	442,333	8,608	450,941	1 農地費負担金	8,608	土地改良費負担金 7,790 農地防災事業費負担金 818
4 土木費負担金	271,996	3,375	275,371	2 道路橋りょう費負担金	2,025	道路橋りょう新設改良費負担金
				3 河川海岸費負担金	1,350	砂防費負担金
計	728,473	11,983	740,456			

9款 国庫支出金

1項 国庫負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
4 教育費国庫負担金	9,897,439	11,036	9,908,475	1 教育総務費負担金	11,036	教育財産管理費負担金
計	14,286,218	11,036	14,297,254			

2項 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 総務費国庫補助金	1,544,812	1,131	1,545,943	3 防災費補助金	1,131	防災総務費補助金
2 民生費国庫補助金	1,209,879	△ 16,030	1,193,849	1 社会福祉費補助金	△ 46,677	老人福祉費補助金 2,222 障がい者自立支援事業費補助金 △ 48,899
				2 児童福祉費補助金	10,647	児童福祉総務費補助金
				3 生活保護費補助金	20,000	生活保護総務費補助金
3 衛生費国庫補助金	1,446,395	917,971	2,364,366	3 医療費補助金	917,971	医療費補助金
4 労働費国庫補助金	111,989	251,890	363,879	2 労政費補助金	251,890	労政総務費補助金
5 農林水産業費国庫補助金	5,186,029	41,579	5,227,608	3 農地費補助金	41,579	土地改良費補助金 36,580 農地防災事業費補助金 4,999
7 土木費国庫補助金	16,140,150	60,000	16,200,150	3 河川海岸費補助金	60,000	砂防費補助金
9 教育費国庫補助金	399,303	4,407	403,710	1 教育総務費補助金	4,407	教育連絡調整費補助金
10 災害復旧費国庫補助金	928,400	1,002,130	1,930,530	1 農林水産施設災害復旧費補助金	1,002,130	耕地災害復旧費補助金 458,530 林道施設災害復旧費補助金 168,600 治山施設等災害関連事業費補助金 375,000
計	29,162,138	2,263,078	31,425,216			

12款 繰入金

2項 基金繰入金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
9 緊急雇用創出事業 臨時特例基金繰入金	3,010,564	85,489	3,096,053	1 緊急雇用創出事業 臨時特例基金繰入金	85,489	社会福祉総務費充当 1,624 労政総務費充当 83,865
11 安心子ども基金繰入金	907,911	33	907,944	1 安心子ども基金繰入金	33	児童福祉総務費充当
15 自殺対策緊急強化 基金繰入金	60,294	2,300	62,594	1 自殺対策緊急強化 基金繰入金	2,300	健康県づくり推進費充当
16 緑の産業再生プロ ジェクト基金繰入金	5,322,342	1,592,000	6,914,342	1 緑の産業再生プロ ジェクト基金繰入金	1,592,000	林業振興費充当
18 地域医療再生 基金繰入金	2,972,033	632,458	3,604,491	1 地域医療再生 基金繰入金	632,458	医務費充当 622,813 予防費充当 9,645
19 とっとり支え愛 基金繰入金	395,460	41,489	436,949	1 とっとり支え愛 基金繰入金	41,489	老人福祉費充当 19,809 障がい者自立支援事業費 充当 21,680
20 地域の元気・公共投資 臨時基金繰入金	2,135,038	195,975	2,331,013	1 地域の元気・公共投資 臨時基金繰入金	195,975	道路橋りょう新設改良費充当 24,975 河川総務費充当 9,000 教育財産管理費充当 68,000 砂防費充当 94,000
21 海岸漂着物対策 基金繰入金	62,956	9,810	72,766	1 海岸漂着物対策 基金繰入金	9,810	河川総務費充当 9,210 漁港管理費充当 600
24 社会福祉施設等耐震化等 臨時特例基金繰入金	0	59,223	59,223	1 社会福祉施設等耐震化等 臨時特例基金繰入金	59,223	障がい者自立支援事業費 充当
25 ワクチン接種緊急促進 基金繰入金	0	113,974	113,974	1 ワクチン接種緊急促進 基金繰入金	113,974	予防費充当
計	25,333,611	2,732,751	28,066,362			

13款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 繰越金	3,600,291	1,399,840	5,000,131	1 前年度繰越金	1,399,840	
計	3,600,291	1,399,840	5,000,131			

14款 諸収入

8項 雑入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
7 雑入	1,484,476	68,353	1,552,829	1 雑入	68,353	
計	1,827,593	68,353	1,895,946			

15款 県債

1項 県債

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 総務債	323,000	2,928,000	3,251,000	2 防災債	2,928,000	防災総務費充当 528,000 消防連絡調整費充当 2,400,000
4 農林水産業債	1,786,000	20,000	1,806,000	1 農地債	20,000	土地改良費充当 17,000 農地防災事業費充当 3,000
5 商工債	30,000	28,000	58,000	1 工業債	28,000	産業技術センター費充当

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
6 普通土木債	10,311,000	750,000	11,061,000	2 河川海岸債	750,000	河川総務費充当 643,000 砂防費充当 107,000
8 教育債	1,861,000	5,000	1,866,000	1 教育総務債	5,000	教育財産管理費充当
9 災害復旧債	1,568,000	179,000	1,747,000	1 災害復旧債	179,000	耕地災害復旧費充当 3,000 林道施設災害復旧費充当 8,000 治山施設等災害関連事業費充当 168,000
計	48,184,000	3,910,000	52,094,000			

給 与 費 明 細 書

1 特別職(一般職非常勤を含む)

区分	職員数 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備 考
補正後	長等	2	24,684	8,083 2.71		16,877	49,644	5,440	55,084	退職手当
	議員	35	304,311	100,753 2.74			405,064		405,064	
	その他の特別職	6,750	4,192,796	2,103 2.71		660	4,201,979	469,020	4,670,999	
	計	6,787	4,497,107	31,104	110,939	17,537	4,656,687	474,460	5,131,147	
補正前	長等	2	24,684	8,083 2.71		16,877	49,644	5,440	55,084	退職手当
	議員	35	304,311	100,753 2.74			405,064		405,064	
	その他の特別職	6,710	4,191,057	2,103 2.71		660	4,200,240	468,936	4,669,176	
	計	6,747	4,495,368	31,104	110,939	17,537	4,654,948	474,376	5,129,324	
比較	長等									
	議員									
	その他の特別職	40	1,739				1,739	84	1,823	
	計	40	1,739				1,739	84	1,823	

補正予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
関西本部	117,244	5,900	123,144				5,900	
行財政改革局 財源確保推進課	186,712	69,446	256,158			2	69,444	
職員人材開発センター	64,361	1,422	65,783			1,136	286	
合計	82,434,092	76,768	82,510,860	0	0	1,138	75,630	

<説明>

【関西本部】 ・「あべのハルカス」で鳥取PR事業(5,900千円)

【財源確保推進課】 ・公有財産管理・利活用対策費(6,888千円)
・ふるさと納税促進事業(62,558千円)

【職員人材開発センター】 ・(新)行政職員のためのろう者と手話について学ぶ特別研修事業(1,422千円)

平成25年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

関西本部（電話：06-6341-3955）

9目 県外事務所費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「あべのハルカス」 で鳥取PR事業	3,000	5,900	8,900				5,900	
トータルコスト	3,794	5,900	9,694	（補正に係る主な業務内容） あべのハルカス近鉄本店とさらなる連携事業 を実施し、本県の魅力を幅広く発信する。				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人					
工程表の政策目標（指標）	「まんが王国とっとり」及び「鳥取自動車道全線開通」を中心にPR活動を行 い、観光客の入込増を推進する。							
事業内容の説明 1 事業の目的・概要 本県の観光客誘致にとって、関西圏は非常に大きな商圏である。 平成25年6月に一部オープンした日本一のビル「あべのハルカス」の知名度等を活用し、本 県の認知度や好感度向上並びに誘客促進を図る事業を当初予算においても措置しているところ であるが、2月にあべのハルカス近鉄百貨店代表取締役の飯田圭児氏に「とっとりふるさと大使」 を委嘱したことや部分的に順次オープンしている施設状況を踏まえ、さらなる連携事業を実施し、 本県の魅力を幅広く発信し観光客誘致につなげる。 2 主な事業内容 (1) レストランフロアにおける本県の酒や食材のPR（あまから手帖連携事業） レストランフロアの店舗において本県食材を用いたイベントを実施し、その結果を踏まえて当 該店舗における定番化を目指す。 関西の食に興味のある熟食世代の方々に影響力のあるグルメ雑誌「あまから手帖」と連携し、 関西での食のみならず、食のために鳥取を訪れるようになるようなPRとする。 実施内容：本県の旬の食材を用いたイベント実施、4色カラー6ページタイアップ記事 所要経費：3,000千円 (2) キッチンスタジオを活用した食育イベント等を通じた本県の食のPR 9階キッチンスタジオにおいて、本県の豊富な農畜水産物などの旬の食材を使用して、関西の 方に知名度のあるシェフによる料理教室を行って、関西消費者に本県の食材の美味しさを知っ ていただくとともに、本県の観光や「食のみやこ鳥取県」をPRする。 実施内容：本県の旬の食材を用いた食育イベント 所要経費：900千円 (3) 展示物等を用いたPR 館内で実施する本県のイベント等に連動して、休憩スペースをはじめとする館内各所に本県の 魅力ある産物（例：民芸品）や観光素材（例：投入堂ジオラマや砂像等の実物）を展示し、P Rを行う。 実施内容：民芸品・投入堂ジオラマ・砂像等の展示 所要経費：2,000千円								

平成25年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

財源確保推進課(内線:7766)

7目 財産管理費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公有財産管理・利活用対策費	47,074	6,888	53,962				6,888	
トータルコスト	80,439	6,888	87,327	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	4.2人	0.0人	4.2人	工事発注				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

倉吉市と締結した(元)倉吉産業高等学校と河北中学校との交換契約に基づく(元)倉吉市立河北中学校柔剣道場等解体撤去工事を執行するに当たり、不足が見込まれる工事請負費の増額補正を行う。

2 主な事業内容

(元)倉吉市立河北中学校柔剣道場等解体撤去工事費

(単位:千円)

区分	金額	摘要
当初予算額	8,977	(元)倉吉産業高等学校と河北中学校との交換に当たり、互いに不用な施設は解体撤去する旨の交換契約を倉吉市と締結して債務負担行為を行った平成21年11月議会の当時と比べ、解体撤去で発生する産業廃棄物の分別及び処分に係る規制が強化されたことに伴い工事単価が高くなっていることから、予算が不足する見込みとなっているもの。
執行見込額	15,865	なお、倉吉市は、(元)倉吉産業高等学校における所要の解体撤去工事を実施済みであり、解体撤去工事の執行残額31,377千円①について、交換契約(注)に基づき既に今年5月、県に納付済である。
補正額	6,888	② → ① - ② = 24,489千円(県の実質的な収入)

(注) 土地建物等交換及び建物等譲与並びに無償貸付契約の概要

解体撤去費が、解体撤去費相当額を下回ったときは差額を解体撤去工事終了後1年以内に相手方が発行する納入通知書により支払わなければならないものとし、解体撤去費相当額を上回ったときは差額の相手方への支払等は行わず、当該差額は当該建物等を解体撤去した者自らが負担するものとする。

3 解体撤去スケジュールの概要

H25. 10~11月	工事発注準備
12月	工事入札
H26. 1~4月	解体工事
5~6月	倉吉児童相談所の(元)河北中学校への仮移転(引越)

4 これまでの取組状況、改善点

倉吉児童相談所の現地改築を行うに当たり、平成26年度の改築期間中、一時的に(元)倉吉市立河北中学校を使用する予定となっていることから、この使用に影響が生じないよう不用物件の解体準備に取り組んできたところ。今後とも(元)倉吉市立河北中学校の利活用に支障が生じないよう、このたびの解体撤去工事を早期に進めていく。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

財源確保推進課(内線:7766)

7目 財産管理費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ふるさと納税促進事業	19,068	62,558	81,626			〈雑入〉 2	62,556	
トータルコスト	21,451	64,147	85,598	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.3人	0.2人	0.5人	寄附金受入、お礼の品発注				
工程表の政策目標(指標)	ふるさと納税による寄附件数及び寄附金額目標の達成							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

ふるさと納税については、今年度お礼の品の充実や寄附金額に対するお礼の品のランクの変更により、6月の寄附実績金額が対前年同月の4倍(4~6月の累計は対前年の6倍強)になっている。この伸び率で今後も推移すると仮定すると、年度末寄附見込額は1億7千万円余となる。

この結果として、お礼の品購入費が大きく不足することから、増額補正する。

また、あわせて、増加する寄附収納手続き、お礼の品発注手続き等に対応するため、非常勤職員2名(2か月分)の配置経費を措置する。

2 主な事業内容

(1) お礼の品購入費(報償費)

区分	寄附者数(人)	寄附金額(千円)	お礼の品負担額(千円)
H25当初予算額 A	3,500	40,000	17,500
4~6月実績	1,398	21,049	8,309
H25年度末見込 B	13,799	179,159	79,455
補正額 B-A	10,299	139,159	61,955

(2) 非常勤職員配置

2名(2か月分) ※4月~1月までの10か月分は緊急雇用基金を活用し、当初予算で措置済み。

3 これまでの取組状況、改善点

ふるさと納税のさらなる寄附促進と県産品等のPRや販売促進等につながるよう、「鳥取県ふるさと納税パートナー企業」のご協力により、寄附者へ送るお礼の品の拡充を図ってきた。

年度	寄附件数(人)	寄附金額(千円)	パートナー企業とお礼の品品目数
H20実績	86	4,179	-
H21実績	55	3,402	-
H22実績	364	8,626	2社8品目
H23実績	729	14,124	31社36品目
H24実績	3,218	42,438	47社55品目
H25見込	13,799	179,159	51社61品目

この結果、寄附件数、寄附金額とも大きく増加しており、本県の自主財源の確保への寄与度が増している。また、パートナー企業からも、再度の注文があったとの喜びの声をいただくなど、鳥取県産品の販売促進に繋がっていることが窺える。さらには、お礼の品が届いた寄附者からも、喜びの声をいただいております。鳥取県、パートナー企業、寄附者の3者にとって魅力ある取組になっていると言える。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

職員人材開発センター（電話：0857-23-3291）

2目 人事管理費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考																											
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源																												
(新) 行政職員のためのろう者と手話について学ぶ特別研修事業	0	1,422	1,422			1,136	286																												
トータルコスト	0	2,216	2,216	(補正に係る主な業務内容)																															
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	研修の企画・実施、講師及び関係課との連絡調整、委託契約事務、各経費の支払																															
工程表の政策目標(指標)	—																																		
事業内容の説明																																			
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県手話言語条例の制定に伴い、窓口等において県民に直接対応する県職員等を対象に、条例の趣旨の普及・啓発を行うとともに、ろう者への理解を深め、簡単な手話技術を学ぶ「行政職員のためのろう者と手話について学ぶ研修」を実施する。</p>																																			
<p>2 主な事業内容</p> <p>「行政職員のためのろう者と手話について学ぶ研修」</p>																																			
<table border="1"> <tr> <td>対象</td> <td colspan="8">県職員及び市町村職員等</td> </tr> <tr> <td>回数</td> <td colspan="8">6回程度（東部（2回）、八頭、中部、西部、日野）</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td colspan="8"> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の説明等、グループ内意見交換（講師：障がい福祉課職員） ・ろう者の生活について（講師：ろう者） ・基本的な手話の習得、グループ演習による実技指導（講師：手話通訳者） </td> </tr> </table>									対象	県職員及び市町村職員等								回数	6回程度（東部（2回）、八頭、中部、西部、日野）								内容	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の説明等、グループ内意見交換（講師：障がい福祉課職員） ・ろう者の生活について（講師：ろう者） ・基本的な手話の習得、グループ演習による実技指導（講師：手話通訳者） 							
対象	県職員及び市町村職員等																																		
回数	6回程度（東部（2回）、八頭、中部、西部、日野）																																		
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の説明等、グループ内意見交換（講師：障がい福祉課職員） ・ろう者の生活について（講師：ろう者） ・基本的な手話の習得、グループ演習による実技指導（講師：手話通訳者） 																																		
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>平成18年度から、自己啓発支援研修として、住民窓口等で対応できるよう手話の基礎知識や日常会話に必要な技術を習得するため「手話講座（初級）」を開設している。</p> <p>聴覚障がい者との交流も取入れ、勤務時間外に東部地区で実施しており、毎年度20名程度が受講している。</p>																																			

手話言語条例案関係の9月補正予算(総額22,111千円)

① 手話言語条例案普及啓発

- ・ 手話シンポジウム、DVD作成、広報関係経費 など

② 手話に関する環境整備

- ・ ICTによる遠隔手話通訳サービスモデル事業
- ・ 県民向け手話ミニ講座、手話サークルへの助成
- ・ 行政等の窓口職員向け手話講座 など

③ 教育面における手話に関する環境整備

- ・ ろう学校教職員等の手話研修会への参加
- ・ ろう学校児童等と他校との交流学习、指導手引き書等検討経費 など

④ 事業者への支援

- ・ 手話学習会等への助成

⑤ 手話を用いた情報発信

- ・ 知事記者会見インターネット中継での手話通訳者配置

※1 日本財団から8割程度の助成が受けられる見込み

※2 来年度当初予算にも必要な予算案を計上予定

手話言語条例で鳥取県はこうなります

地域で

- ◎ 手話を学べる機会を増やします！
 - ・ 県民向け手話ミニ講座
 - ・ 手話サークルの活動支援
- ◎ ろう者が手話を使いやすい環境を整えます！
 - ・ 手話通訳者の養成・確保
 - ・ ICTを活用した遠隔手話通訳サービスモデル事業の実施

学校で

- ◎ ろう児が手話を学び、手話で学習していく取組を進めます！
 - ・ ろう学校等教職員の手話技術の向上
 - ・ ろう教員の意思疎通支援
- ◎ すべての児童・生徒が手話を学ぶ機会をつくります！
 - ・ ろう学校職員の出前講座・交流学习
 - ・ 手話に関する学習教材の作成

県・市町村で

- ◎ 手話による情報発信を進めます！
 - ・ 知事記者会見での手話通訳者配置
- ◎ 職員が手話を学習する取組を進めます！
 - ・ 窓口職員向けの手話講座の開催
- ◎ 必要な財政支援を行います！

事業者で

- ◎ ろう者が働きやすい職場環境を整えます！
 - ・ 事業者の手話学習会支援、検定料助成
- ◎ ろう者が利用しやすいサービスを提供します！
 - ・ あいサポート運動を推進します

平成25年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費								
	補正前	補正額	補正後	うち総務部					
				補正前	補正額	補正後	1項 総務管理費		
							補正前	補正額	補正後
1 報 酬	497,437	573	498,010	195,765	519	196,284	158,585	519	159,104
2 給 料	2,887,560		2,887,560	1,751,073		1,751,073	1,386,654		1,386,654
3 職員手当等	4,351,497		4,351,497	3,766,154		3,766,154	3,581,809		3,581,809
4 共 済 費	1,126,780	84	1,126,864	672,184	84	672,268	532,628	84	532,712
5 災 害 補 償 費	500		500	500		500	500		500
6 恩給及び退職年金	28,690		28,690	28,690		28,690	28,690		28,690
7 貸 金	33,195		33,195	27,343		27,343	26,599		26,599
8 報 償 費	208,602	62,621	271,223	165,472	62,621	228,093	40,250	62,621	102,871
9 旅 費	227,238	220	227,458	111,153	216	111,369	105,590	216	105,806
費用弁償	18,018	4	18,022	3,313		3,313	3,120		3,120
普通旅費	160,442		160,442	95,942		95,942	90,708		90,708
特別旅費	48,778	216	48,994	11,898	216	12,114	11,762	216	11,978
10 交 際 費	3,750		3,750	3,650		3,650	3,650		3,650
11 需 用 費	603,843	△ 237	603,606	323,770		323,770	303,022		303,022
12 役 務 費	546,355	660	547,015	168,239		168,239	135,979		135,979
13 委 託 料	3,435,834	29,106	3,464,940	869,804	6,260	876,064	707,929	6,260	714,189
14 使用料及び賃借料	583,393	180	583,573	138,654	180	138,834	127,803	180	127,983
15 工事請負費	608,683	526,950	1,135,633	219,875	6,888	226,763	219,875	6,888	226,763
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費		2,190,251	2,190,251						
18 備品購入費	316,510	210,000	526,510	12,134		12,134	11,819		11,819
19 負担金、補助及び交付金	7,787,833	52,471	7,840,304	1,038,049		1,038,049	148,481		148,481
20 扶 助 費									
21 貸 付 金	150,000	10,000	160,000						
22 補償、補填及び賠償金	2,000		2,000	2,000		2,000	2,000		2,000
23 償還金、利子及び割引料	189,300		189,300	30,000		30,000	30,000		30,000
24 投資及び出資金	3,000		3,000						
25 積 立 金	225,428		225,428	148,568		148,568	148,568		148,568
26 寄 付 金									
27 公 課 費	297		297						
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	23,817,725	3,082,879	26,900,604	9,673,077	76,768	9,749,845	7,700,431	76,768	7,777,199
財 源									
内 庫 支 出 金	2,167,994	1,131	2,169,125	184		184	184		184
地 方 債	323,000	2,928,000	3,251,000	18,000		18,000	18,000		18,000
そ の 他	1,475,799	1,476	1,477,275	394,963	1,138	396,101	371,741	1,138	372,879
一 般 財 源	19,850,932	152,272	20,003,204	9,259,930	75,630	9,335,560	7,310,506	75,630	7,386,136

平成25年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費								
	うち総務部								
	1項 総務管理費								
	2目 人事管理費			7目 財産管理費			9目 県外事務所費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	50,079		50,079	10,749	519	11,268	18,366		18,366
2 給 料									
3 職員手当等	1,908,455		1,908,455						
4 共 済 費	11,140		11,140	1,665	84	1,749	2,892		2,892
5 災 害 補 償 費	500		500						
6 恩給及び退職年金									
7 賃 金	25,766		25,766				157		157
8 報 償 費	11,434	666	12,100	17,518	61,955	79,473	3,474		3,474
9 旅 費	32,627	216	32,843	5,104		5,104	10,779		10,779
費用弁償	319		319	20		20	1,596		1,596
普通旅費	27,719		27,719	5,079		5,079	7,281		7,281
特別旅費	4,589	216	4,805	5		5	1,902		1,902
10 交 際 費							900		900
11 需 用 費	13,064		13,064	141,231		141,231	12,534		12,534
12 役 務 費	38,816		38,816	33,974		33,974	15,672		15,672
13 委 託 料	127,558	360	127,918	384,790		384,790	99,687	5,900	105,587
14 使用料及び賃借料	11,313	180	11,493	35,967		35,967	35,863		35,863
15 工 事 請 負 費				216,377	6,888	223,265			
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備 品 購 入 費	2,741		2,741	3,869		3,869	176		176
19 負担金、補助及び交付金	54,004		54,004	43,607		43,607	29,678		29,678
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積 立 金									
26 寄 付 金									
27 公 課 費									
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	2,287,497	1,422	2,288,919	894,851	69,446	964,297	230,178	5,900	236,078
財 国庫支出金									
源 地 方 債				18,000		18,000			
内 そ の 他	57,332	1,136	58,468	120,688	2	120,690	4,014		4,014
訳 一 般 財 源	2,230,165	286	2,230,451	756,163	69,444	825,607	226,164	5,900	232,064

平成25年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	総 務 部 合 計		
	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	211,882	519	212,401
2 給 料	1,791,564		1,791,564
3 職員手当等	3,786,559		3,786,559
4 共 済 費	689,010	84	689,094
5 災 害 補 償 費	500		500
6 恩給及び退職年金	28,690		28,690
7 賃 金	27,343		27,343
8 報 償 費	173,432	62,621	236,053
9 旅 費	119,928	216	120,144
費用弁償	4,139		4,139
普通旅費	99,798		99,798
特別旅費	15,991	216	16,207
10 交 際 費	3,650		3,650
11 需 用 費	330,378		330,378
12 役 務 費	173,800		173,800
13 委 託 料	934,693	6,260	940,953
14 使用料及び賃借料	181,527	180	181,707
15 工 事 請 負 費	219,875	6,888	226,763
16 原 材 料 費			
17 公有財産購入費			
18 備 品 購 入 費	12,134		12,134
19 負担金、補助及び交付金	8,038,845		8,038,845
20 扶 助 費			
21 貸 付 金			
22 補償、補填及び賠償金	2,000		2,000
23 償還金、利子及び割引料	5,637,196		5,637,196
24 投資及び出資金			
25 積 立 金	148,568		148,568
26 寄 付 金			
27 公 課 費			
28 繰 出 金	59,772,518		59,772,518
予 備 費	150,000		150,000
計	82,434,092	76,768	82,510,860
財 国庫支出金	235,349		235,349
源 地 方 債	18,000		18,000
内 そ の 他	8,753,190	1,138	8,754,328
訳 一 般 財 源	73,427,553	75,630	73,503,183

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
2款 総務費	
1項 総務管理費	
7目 財産管理費	
報 酬 非常勤職員	2人

緑越明許費に関する調書

追加分

(単位：千円)

款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳				備考
						国庫補助金	起債	その他	一般財源	
2 総務費	1 総務管理費	7 財産管理費	公有財産管理・利活用対策費	53,962	8,871				8,871	解体工事に係る設計委託及び解体工事の期間を算定したところ、年度内完了が見込めないため。
		総務部合計		53,962	8,871	0	0	0	8,871	

条例名等

鳥取県附属機関条例の設定について

提出理由及び概要

1 提出理由

近年、要綱等により設置された私的諮問機関について、当該機関の委員への報償費等の支出に対する住民訴訟等において違法の判示がなされている状況を踏まえ、県行政に関し調査審議を行う審議会等を条例に基づく附属機関とするものである。

2 概要

(1) 附属機関の設置

ア 知事又は教育委員会の附属機関として、鳥取県教育協働会議など327の機関を設置する。

イ アで定めるもののほか、設置期間が1年未満の附属機関については、あらかじめ機関の名称等必要な事項を告示することにより設置することができることとする。

(2) 附属機関の組織等

法律又は他の条例に特別の定めがあるもののほか、附属機関の組織等は、次のとおりとする。

ア 組織	附属機関は、執行機関が定める人数の委員をもって組織する。
イ 委員	(ア) 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、執行機関が任命する。 (イ) 委員の任期は、執行機関が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (ウ) 委員は、再任されることができる。
ウ 会議	(ア) 附属機関は、議事に関係のある委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。 (イ) 会議の議事は、出席した委員の過半数で決するものとする。 (ウ) 附属機関は、必要があると認めるときは、議事に関係を有する者に対して出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
エ 部会等	(ア) 附属機関は、その定めるところにより、部会又は分科会（以下「部会等」という。）を置くことができる。 (イ) 部会等に属すべき委員は、附属機関が指名する。 (ウ) ウの規定は、部会等の会議について準用する。
オ 雑則	この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、附属機関が定める。

3 施行期日

施行期日は公布日とする。

鳥取県附属機関条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この条例に規定する事項について法律又は他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(設置)

第2条 別表第1の右欄に掲げる事項を調査審議させるため、知事の附属機関として、同表の左欄に掲げる機関を設置する。

2 別表第2の右欄に掲げる事項を調査審議させるため、教育委員会の附属機関として、同表の左欄に掲げる機関を設置する。

3 前2項に定めるもののほか、知事、教育委員会その他の執行機関は、設置期間が1年未満の附属機関を設置することができる。

4 執行機関は、前項の規定により附属機関を設置するときは、あらかじめ、機関の名称、調査審議させる事項、設置期間その他必要な事項を告示しなければならない。

(組織)

第3条 附属機関は、執行機関が定める人数の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、執行機関が任命する。

2 委員の任期は、執行機関が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 附属機関は、議事に関係のある委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決するものとする。

3 附属機関は、必要があると認めるときは、議事に関係を有する者に対して出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(部会等)

第6条 附属機関は、その定めるところにより、部会又は分科会（以下「部会等」という。）を置くことができる。

2 部会等に属すべき委員は、附属機関が指名する。

3 前条の規定は、部会等の会議について準用する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、附属機関が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

名称	調査審議する事項
鳥取県教育協働会議	鳥取県の子どもの学びの質の向上の取組その他の教育振興施策に関する事項
鳥取県パートナー県政推進会議	鳥取県民参画基本条例(平成25年鳥取県条例第3号)第2条の基本理念に基づくパートナー県政の実現に向けた県民参画による県政推進の仕組みづくりに関する事項
鳥取県個人情報保護審議会	(1) 鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第37条第1項各号に掲げる事項 (2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の9第2項に規定する事項
鳥取県情報公開審議会	鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第22条各号に掲げる事項
鳥取県防災会議	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第14条第2項各号に掲げる事項
鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直し検討委員会	鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例(平成21年鳥取県条例第43号)の改正に関する事項
鳥取県版業務継続計画策定推進会議	県内の市町村その他の事業活動を行う者の業務継続のための取組の推進に関する事項
鳥取県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第37条第2項各号に掲げる事項
鳥取県原子力防災専門家会議	環境放射線等のモニタリングの評価及び原子力災害その他の緊急時における防災対策等に関する事項
鳥取県救急搬送高度化推進協議会	消防法(昭和23年法律第186号)第35条の8第4項に規定する事項
鳥取県固定資産評価審議会	地方税法(昭和25年法律第226号)第401条の2第2項に規定する事項
鳥取県公益認定等審議会	(1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第50条第1項に規定する事項 (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第138条第1項に規定する事項
鳥取県内水面利用調整委員会	鳥取県内水面利用調整委員会条例(平成15年鳥取県条例第55号)第2条に規定する事項
鳥取県公共事業評価委員会	鳥取県公共事業評価委員会条例(平成15年鳥取県条例第8号)第2条各号に掲げる事項
鳥取県東京アンテナショップ運営会議	鳥取県東京アンテナショップの運営のあり方に関する事項
鳥取県職員の処分等に係る評価委員会	職員の処分の基準案及び職員の処分案並びに職員に対する求償に関する事項
鳥取県知事等の給与に関する有識者会議	知事等の給料、報酬及び手当の額その他の給与に関する制度の改正の必要性に関する事項
鳥取県事業棚卸し評価者会議	県が実施する事業の評価に関する事項
鳥取県財産評価審議会	鳥取県財産評価審議会設置条例(昭和38年鳥取県条例第6号)第2条第1項に規定する事項
鳥取県職員人材開発センター運営審議会	鳥取県職員人材開発センター運営審議会設置条例(昭和31年鳥取県条例第2号)第2条に規定する事項
鳥取県公務災害補償等認定委員会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年鳥取県条例第31号)第4条第1項に規定する事項

別表第1 (第2条関係)

名称	調査審議する事項
鳥取県公務災害補償等審査会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第18条第1項に規定する事項
鳥取県職員一般疾患健康管理審査会	職員に適用する一般疾患に係る健康管理区分の決定に関する事項
鳥取県職員精神疾患健康管理審査会	職員に適用する精神疾患に係る健康管理区分の決定に関する事項
鳥取県人権尊重の社会づくり協議会	鳥取県人権尊重の社会づくり条例(平成8年鳥取県条例第15号)第7条第1項に規定する事項
鳥取県いじめ問題検証委員会	いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項に規定する重大事態についての調査及び県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故に関する事項
鳥取県人権意識調査実施検討委員会	鳥取県人権意識調査の実施に関する事項
鳥取県新鳥取県史編さん委員会	新鳥取県史編さん事業の基本方針及び新鳥取県史の刊行計画等に関する事項
鳥取県私立学校審議会	私立学校法(昭和24年法律第270号)第9条第1項並びに私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第12条の2及び第13条に規定する事項
鳥取県男女共同参画推進員	鳥取県男女共同参画推進条例(平成12年鳥取県条例第83号)第24条各号に掲げる事項
鳥取県男女共同参画審議会	鳥取県男女共同参画推進条例第32条に規定する事項
鳥取県男女共同参画推進企業認定委員会	鳥取県男女共同参画推進企業の認定に関する事項
鳥取県東部地区中山間地域振興協議会	中山間地域の振興のための施策に関する事項
鳥取県八頭地区中山間地域振興協議会	
鳥取県中部地区中山間地域振興協議会	
鳥取県西部地区中山間地域振興協議会	
鳥取県日野地区中山間地域振興協議会	
鳥取県男女共同参画センター運営協議会	鳥取県男女共同参画センターの運営のあり方に関する事項
鳥取県文化芸術振興審議会	鳥取県文化芸術振興条例(平成15年鳥取県条例第53号)第17条第1項に規定する事項
鳥取県アーティスト・リゾート・イン・トトリ事業評価委員会	芸術家が活動しやすい環境づくりを県全域に広げていくための事業の評価に関する事項
鳥取県ジュニア美術展覧会運営委員会	鳥取県ジュニア美術展覧会(以下「ジュニア県展」という。)の開催要項、審査員の決定その他のジュニア県展の運営に関する事項
鳥取県美術展覧会運営委員会	鳥取県美術展覧会(以下「県展」という。)の出品の要項、審査員の決定その他の県展の運営に関する事項
鳥取県文化芸術事業評価委員会	県が実施し、又は助成する文化芸術事業の評価に関する事項

別表第1 (第2条関係)

名称	調査審議する事項
鳥取県文化功労賞知事表彰選考委員会	鳥取県文化功労賞知事表彰の被表彰者の選考に関する事項
とっとり伝統芸能まつり出演団体選定委員会	とっとり伝統芸能まつりの出演団体の選定並びに開催日及び開催場所の決定に関する事項
鳥取県社会福祉審議会	(1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項に規定する事項
	(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第1項本文及び第2項に規定する事項
	(3) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第7条に規定する事項
	(4) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第7条に規定する事項
鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会	福祉サービスの評価を行う第三者機関の認証その他の福祉サービスの第三者評価に関する事項
鳥取県福祉のまちづくり推進協議会	福祉のまちづくりのための施設等の整備基準及び福祉のまちづくりのために必要な施策に関する事項
鳥取県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第12条に規定する事項
鳥取県障害者介護給付費等不服審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第97条第1項の審査請求に関する事項
鳥取県障害者施策推進協議会	(1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第1項各号に掲げる事項
	(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条第1項に規定する事項
	(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第2項に規定する事項
鳥取県手話施策推進協議会	鳥取県手話言語条例(平成25年鳥取県条例第 号)第17条各号に掲げる事項
鳥取県体験作文等審査委員会	心の輪を広げる体験作文及び障害者週間のポスターの知事表彰の被表彰作品の選考に関する事項
鳥取県地域移行支援プロジェクト会議	精神障がい者の地域移行及び地域定着に向けた支援に関する事項
鳥取県地域依存症対策推進委員会	薬物・アルコール等依存症の患者に対する支援に有用な地域資源の状況及び各種施策に関する事項
鳥取県地域自立支援協議会	地域における障がい者及び障がい児の支援体制の整備に関する事項
鳥取県介護保険審査会	介護保険法(平成9年法律第123号)第183条第1項に規定する事項
鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画策定・推進委員会	鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画の策定並びにこれらの計画の推進のための施策等に関する事項
鳥取県 ^{かくたん} 喀痰吸引等研修実施委員会	^{かくたん} 喀痰吸引等を安全に実施する知識と技能を習得するための研修に関する事項
鳥取県「支え愛」まちづくり推進プロジェクトチーム	高齢者等援護が必要な者の見守り体制の構築、在宅生活支援その他の安全安心に暮らせる環境の整備に関する事項
鳥取県母子保健対策協議会	県及び市町村が行う母子保健事業についての評価等に関する事項
鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例(昭和28年鳥取県条例第46号)第1条に規定する事項

別表第1（第2条関係）

名称	調査審議する事項
鳥取県有害図書類指定審査会	青少年に有害な図書類等の指定に関する事項
鳥取県障害児通所給付費等不服審査会	児童福祉法第56条の5の5第1項の審査請求に関する事項
鳥取県子どもの心の診療ネットワーク会議	子どもの心の問題に対応する人材育成並びにネットワーク構築に向けた協力及び連携のあり方に関する事項
鳥取県重症心身障がい児・者関係医療機関会議	重症心身障がい児及び重症心身障がい者並びにこれらの家族の支援体制の整備に関する事項
鳥取県発達障がい者支援体制整備検討委員会	発達障がい児及び発達障がい者並びにこれらの家族の支援体制の整備に関する事項
鳥取県ペアレントメンター運営委員会	発達障がい児の保護者が相談相手となって、発達障がい児の家族を支援する活動に関する事項
鳥取県肝炎対策協議会	肝臓がん、肝炎その他の肝炎患の診療体制に関する事項
鳥取県がん対策推進県民会議	鳥取県がん対策推進条例（平成22年鳥取県条例第43号）第8条から第14条までの規定によるがん対策に関する事項
鳥取県感染症対策協議会	感染症による危機に適切に対応するための指針の策定、感染症情報の収集及び分析並びに状況に応じた対応策等に関する事項
鳥取県健口食育プロジェクト事業検討会	県民の口腔機能についての知識の普及及び食育支援の体制整備に関する事項
鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議	健康づくり文化の創造のための施策に関する事項
鳥取県心といのちを守る県民運動	自死防止対策に関する事項
鳥取県食育推進活動知事表彰選考委員会	鳥取県食育推進活動知事表彰の被表彰者の選考に関する事項
鳥取県地域がん登録あり方検討ワーキンググループ	がん統計の整備のために行うがん患者の診療情報の収集等のあり方に関する事項
鳥取県特定疾患対策協議会	県が実施する特定疾患治療研究事業及び先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に係る対象患者の認定診査等に関する事項
鳥取県8020運動推進協議会	生涯を通じた県民の歯科保健対策としての8020運動の具体的な施策等に関する事項
鳥取県よい歯のコンクール審査会	よい歯のコンクール知事表彰の被表彰者の選考に関する事項
鳥取県医療審議会	医療法（昭和23年法律第205号）第71条の2第1項に規定する事項
鳥取県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第25条第1項に規定する事項
鳥取県看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会	看護師養成の現状と課題、今後必要な看護師数及び看護師像並びに看護師養成の拡充策等に関する事項
鳥取県周産期医療協議会	安心安全な妊娠及び出産並びに新生児に対する高度専門的な医療を効果的に提供する周産期医療体制の整備に関する事項
鳥取県地域医療対策協議会	医療法第30条の4第2項第5号に規定する救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他必要な医療の確保に関する事項
鳥取県保健師現任教育検討会	県内の現任の保健師に対する教育の評価及び課題並びに推進方策等に関する事項

別表第1 (第2条関係)

名称	調査審議する事項
鳥取県立歯科衛生専門学校入学 者選抜試験委員会	鳥取県立歯科衛生専門学校の入学者の選考に関する事項
鳥取県国民健康保険審査会	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第91条第1項の審査請求に関する事項
鳥取県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第128条第1項の審査請求に関する事項
鳥取県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の13第1項に規定する事項
鳥取県医療安全推進協議会	医療法第6条の11第1項の規定により設置する鳥取県医療安全支援センターの運営に関する事項
鳥取県薬物乱用対策推進本部	麻薬、覚せい剤等の乱用対策に関する事項
鳥取県自立支援医療費（精神通 院医療）支給認定・精神障害者 保健福祉手帳交付判定会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく精神通院医療に係る自立支援医療費支給の要否並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳交付の可否及び等級の判定に関する事項
鳥取県東部感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条第3項各号に掲げる事項
鳥取県中部感染症診査協議会	
鳥取県西部感染症診査協議会	
鳥取県東部圏域がん対策推進会 議	地域に密着した医療及び検診体制、受診率の向上その他の地域の特性に応じたがん対策の推進に関する事項
鳥取県中部圏域がん対策推進会 議	
鳥取県西部圏域がん対策推進会 議	
鳥取県東部地域歯科保健推進協 議会	歯科保健関係者の人材育成等の歯科保健衛生の推進に関する事項
鳥取県中部地域歯科保健推進協 議会	
鳥取県西部地域歯科保健推進協 議会	
鳥取県東部福祉保健事務所老人 ホーム入所調整委員会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条の2の規定による老人福祉に関する実情の把握及び福祉の措置の調整に関する事項
鳥取県中部福祉事務所老人ホー ム入所調整委員会	
鳥取県西部福祉事務所老人ホー ム入所調整委員会	
鳥取県東部保健医療圏地域保健 医療協議会	地域保健医療計画の実施に関する事項
鳥取県中部保健医療圏地域保健 医療協議会	
鳥取県西部保健医療圏地域保健 医療協議会	

別表第1 (第2条関係)

名称	調査審議する事項
鳥取県中部保健医療圏の産科・小児科医療体制検討会	中部地区の産科及び小児科の医療体制の整備に関する事項
鳥取県環境審議会	鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例(平成8年鳥取県条例第19号)第27条各号に掲げる事項
鳥取県環境影響評価審査会	鳥取県環境影響評価条例(平成10年鳥取県条例第24号)第40条に規定する事項
鳥取県公害紛争あっせん委員	公害紛争処理法(昭和45年法律第108号)第24条第2項に規定するあっせんに関する事項
鳥取県公害紛争調停委員会	公害紛争処理法第24条第2項に規定する調停に関する事項
鳥取県公害紛争仲裁委員会	公害紛争処理法第24条第2項に規定する仲裁に関する事項
鳥取県湖山池環境モニタリング委員会	湖山池の汽水湖化による水質及び各種生態系の変化等に係るモニタリングの手法、結果の評価及び課題への対応に関する事項
鳥取県地下水研究プロジェクト	ととりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例(平成24年鳥取県条例第91号)第26条第1項に規定する研究に関する事項
鳥取県放射能調査専門家会議	独立行政法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの核原料物質鉍山たい積場及びその周辺地域の環境放射能についての調査に関する事項
鳥取県衛生環境研究所調査研究外部評価委員会	鳥取県衛生環境研究所が行う調査研究の成果に関する事項
鳥取県廃棄物審議会	鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例(平成17年鳥取県条例第68号)第30条第1項各号に掲げる事項
鳥取県特定鳥獣保護管理検討会	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条第1項に規定する特定鳥獣保護管理計画の策定又は変更に関する事項
鳥取県外来種検討委員会	外来種の防除、駆除等の外来種対策に関する事項
鳥取県氷ノ山グリーンエコリゾート推進協議会	氷ノ山一帯の観光振興及び地域活性化に関する事項
鳥取県交通安全対策会議	交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第16条第2項各号に掲げる事項
鳥取県クリーニング師試験委員	クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項に規定する事項
鳥取県生活衛生営業審議会	鳥取県生活衛生営業審議会条例(平成12年鳥取県条例第20号)第1条に規定する事項
鳥取県調理師試験委員	調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項に規定する事項
鳥取県犯罪のないまちづくり協議会	鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例(平成20年鳥取県条例第44号)第24条に規定する事項
鳥取県ふぐ処理師試験委員	鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例(平成16年鳥取県条例第7号)第5条に規定する事項
鳥取県食の安全推進会議	食品の安全性の確保に関する事項
鳥取県動物愛護推進協議会	人と動物が安全かつ快適に暮らせる生活環境づくりのための施策に関する事項
鳥取県消費生活審議会	消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和55年鳥取県条例第5号)第24条第1項に規定する事項
鳥取県屋外広告物審議会	鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号)第11条第1項に規定する事項
鳥取県開発審査会	都市計画法(昭和43年法律第100号)第78条第1項に規定する事項

別表第1 (第2条関係)

名称	調査審議する事項
鳥取県景観審議会	鳥取県景観形成条例(平成19年鳥取県条例第14号)第26条第1項に規定する事項
鳥取県国土利用計画地方審議会	国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第38条第1項に規定する事項
鳥取県都市計画審議会	都市計画法第77条第1項に規定する事項
鳥取県土地利用審査会	国土利用計画法第39条第2項に規定する事項
米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第56条第3項に規定する事項
米子駅前通り土地区画整理事業評価員	土地区画整理法第65条第3項に規定する事項
鳥取県建築士審査会	建築士法(昭和25年法律第202号)第28条に規定する事項
鳥取県建築審査会	建築基準法(昭和25年法律第201号)第78条第1項に規定する事項
鳥取県経済成長戦略会議	県内経済の成長のための取組に関する事項
鳥取県経済・雇用振興キャビネット	産業界における事業者又は業態特有の課題及び外部環境等の変化に伴う課題並びにこれらの解決のための施策に関する事項
鳥取県雇用創造1万人推進会議	雇用創造1万人計画(商工業に加え、農林水産業、観光、教育、福祉、医療などあらゆる分野において、官民連携により平成23年度から4年間で1万人の雇用創造を目指す県の計画をいう。)の推進に関する事項
鳥取県グリーン商品認定審査会	鳥取県グリーン商品(廃棄物、間伐材等を原材料として県内で製造され、又は加工され、県内外で販売される商品又は既に販売している商品のうち、環境への負荷が少ないものをいう。)の認定に関する事項
鳥取県次世代環境産業創出プロジェクト検討委員会	県が実施する次世代環境産業プロジェクト事業のテーマ及び内容、実施体制並びに受託者の決定に関する事項
鳥取県中小企業調停審議会	(1) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第82条に規定する事項 (2) 鳥取県中小企業調停審議会設置条例(昭和33年鳥取県条例第40号)本則各号に掲げる事項
鳥取県大規模小売店舗立地審議会	鳥取県大規模小売店舗立地審議会条例(平成12年鳥取県条例第21号)第2条に規定する事項
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第11条第2項各号に掲げる事項
鳥取県医工連携推進プロジェクト推進委員会	県内における医療機器開発の事業化の促進に関する事項
鳥取県経営革新計画承認審査会	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)第9条第1項の規定による経営革新計画の承認及びその実施に関する事項
鳥取県経営革新大賞表彰審査委員会	鳥取県経営革新大賞知事表彰の被表彰者の選考に関する事項
鳥取県知的財産マネジメント委員会	県等が保有する知的財産権に関する事項
鳥取県トライアル発注対象製品等選定会議	鳥取県バック・アップ型トライアル発注制度(県内の中小企業者等が開発し、又は製造する製品等を県が試行的に発注し、官公庁からの受注実績を作る制度をいう。)の対象となる製品の選定に関する事項
鳥取県技能者表彰候補者選考委員会	卓越した技能者、優れた技能者及び高度熟練技能表彰の被表彰者の選考に関する事項

別表第1（第2条関係）

名称	調査審議する事項
鳥取県伝統工芸認定委員会	鳥取県郷土工芸品又は郷土民芸品の指定及び鳥取県伝統工芸士の認定等に関する事項
とっとり県産品利用促進協議会	とっとり県産品（県内において生産若しくは製造加工された製品又は県外において生産若しくは製造加工された製品であって、材料、技術等が県内で生産又は伝承されているものをいう。）の利用促進等に関する事項
鳥取県「食のみやこ鳥取県」特産品コンクール審査会	鳥取県の優れた特産品の選定に関する事項
鳥取県ふるさと認証食品協議会	鳥取県ふるさと認証食品（県内で製造された特色ある加工食品をいう。）の認証に関する事項
鳥取県立産業人材育成センターコンピュータ制御科運営推進協議会	鳥取県立産業人材育成センターコンピュータ制御科の職業訓練のあり方に関する事項
鳥取県立産業人材育成センター土木システム科運営推進協議会	鳥取県立産業人材育成センター土木システム科の職業訓練のあり方に関する事項
鳥取県立産業人材育成センター木造建築科運営推進協議会	鳥取県立産業人材育成センター木造建築科の職業訓練のあり方に関する事項
鳥取県立産業人材育成センター総合実務科運営推進協議会	鳥取県立産業人材育成センター総合実務科の職業訓練のあり方に関する事項
鳥取県立産業人材育成センター自動車整備科運営推進協議会	鳥取県立産業人材育成センター自動車整備科の職業訓練のあり方に関する事項
鳥取県立産業人材育成センター設計・インテリア科運営推進協議会	鳥取県立産業人材育成センター設計・インテリア科の職業訓練のあり方に関する事項
鳥取県立産業人材育成センターデザイン科運営推進協議会	鳥取県立産業人材育成センターデザイン科の職業訓練のあり方に関する事項
鳥取県農業共済保険審査会	農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第143条の2第2項に規定する事項
鳥取県優秀経営農林水産業者等被表彰者審査会	優秀経営農林水産業者等の被表彰者の選考に関する事項
鳥取県立農業大学校外部評価委員会	鳥取県立農業大学校の運営のあり方に関する事項
鳥取県有機・特別栽培農産物等推進協議会	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第17条の5第1項の規定による認定及び特別栽培農産物（農業及び化学肥料を特に削減して栽培された農産物をいう。）の認証等に関する事項
鳥取県和牛改良委員会	和牛改良方針、種雄牛造成及び雌牛の改良等に関する事項
鳥取県和牛再生ステップアップ協議会	和牛振興に向けた和牛ビジョンの策定及びその実現のための施策に関する事項
鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会	農業農村整備事業が環境に及ぼす影響及び環境の保全措置に関する事項
鳥取県みんなで取り組む農業農村保全活動推進委員会	中山間地域等における農地の保全のための施策に関する事項
鳥取県農林水産部試験研究機関の試験研究に係る外部評価委員会	農林水産部が所管する試験研究機関が行う試験研究の評価に関する事項

別表第1 (第2条関係)

名称	調査審議する事項
鳥取県和牛産肉能力検定委員会	種雄牛の選抜のために行う和牛の産肉能力検定に関する事項
鳥取県森林審議会	森林法(昭和26年法律第249号)第68条第2項に規定する事項
鳥取県林業普及指導事業外部評価検討会	県が実施する林業の普及及び指導活動の評価に関する事項
鳥取県森林環境保全税関連事業評価委員会	鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)第53条の21に規定する森林環境保全税の用途に関する事項
鳥取県東部農林事務所就農計画認定審査委員会	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成7年法律第2号)第4条第1項に規定する就農計画の認定に関する事項
鳥取県東部農林事務所八頭事務所就農計画認定審査委員会	
鳥取県西部総合事務所就農計画認定審査委員会	
鳥取県西部総合事務所日野振興センター就農計画認定審査委員会	
鳥取県東部農林事務所鳥取農業改良普及所普及指導活動評価検討会	農業改良普及指導活動の評価に関する事項
鳥取県東部農林事務所八頭事務所八頭農業改良普及所普及指導活動評価検討会	
鳥取県中部総合事務所農林局倉吉農業改良普及所普及指導活動評価検討会	
鳥取県中部総合事務所農林局東伯農業改良普及所普及指導活動評価検討会	
鳥取県西部総合事務所農林局西部農業改良普及所普及指導活動評価検討会	
鳥取県西部総合事務所農林局西部農業改良普及所大山普及支所普及指導活動評価検討会	
鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局日野農業改良普及所普及指導活動評価検討会	
鳥取県建設工事等入札・契約審議会	鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例(平成14年鳥取県条例第68号)第2条各号に掲げる事項
鳥取県建設工事紛争審査会	建設業法(昭和24年法律第100号)第25条第2項に規定する事項
鳥取県土地収用事業認定審議会	土地収用法(昭和26年法律第219号)第34条の7第1項に規定する事項

別表第1（第2条関係）

名称	調査審議する事項
鳥取沿岸の砂浜海岸復元・港内堆砂抑制に向けた技術検討委員会	構造物を設置しないで鳥取県の美しい砂浜海岸の土砂の流れの連続性を恒久的に確保するシステムの導入等に関する事項
鳥取県コンクリート耐久性等の品質向上検討委員会	コンクリートひび割れ事例及びコンクリートひび割れ対策に関する事項
鳥取県新技術等実現化調査検討委員会	社会資本整備における課題解決に必要な新技術及び新工法の有効性及び実現性に関する事項
鳥取県岩美海岸（陸上地区）侵食対策検討委員会	岩美海岸陸上地区海岸の侵食の原因の究明及びその対策に関する事項
鳥取県大路川流域治水対策協議会	大路川の流域における治水対策に関する事項
鳥取県河川委員会	河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項に規定する河川整備基本方針及び同法第16条の2第1項に規定する河川整備計画の策定又は変更に関する事項
鳥取県採石場安全対策審議会	鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第12条第1項各号に掲げる事項
鳥取県市瀬地区土砂崩落調査委員会	八頭郡智頭町市瀬地区土砂崩落の原因、今後の対策工法及び監視体制等に関する事項
鳥取県土砂災害警戒情報検討委員会	土砂災害警戒情報の発表基準、公表方法等に関する事項
鳥取県地方港湾審議会	港湾法（昭和25年法律第218号）第35条の2第1項に規定する事項
鳥取県立みなとさかい交流館運営等協議会	鳥取県立みなとさかい交流館の整備及び運営のあり方に関する事項
鳥取県政府調達苦情検討委員会	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る苦情の申出の処理に関する事項
鳥取県物品購入等に係る入札等審査会	物品購入等に係る競争入札参加資格者の審査その他競争入札の適正な実施に必要な事項
鳥取県立人権ひろば21指定管理候補者審査委員会	鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第5条、第6条第2項及び第22条第3項に規定する事項
鳥取県文化観光局指定管理候補者審査委員会	
鳥取県福祉保健部指定管理候補者審査委員会	
鳥取県生活環境部指定管理候補者審査委員会	
鳥取県商工労働部指定管理候補者審査委員会	
鳥取県農林水産部指定管理候補者審査委員会	
鳥取県県土整備部指定管理候補者審査委員会	

別表第1（第2条関係）

名称	調査審議する事項
鳥取県立大山駐車場指定管理候補者審査委員会	鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第5条、第6条第2項及び第22条第3項に規定する事項
鳥取県立大山自然歴史館指定管理候補者審査委員会	
鳥取県立人権ひろば21指定管理施設運営評価委員会	指定管理者に管理を行わせている県立施設の管理運営状況の評価に関する事項
鳥取県文化観光局指定管理施設運営評価委員会	
鳥取県福祉保健部指定管理施設運営評価委員会	
鳥取県生活環境部指定管理施設運営評価委員会	
鳥取県商工労働部指定管理施設運営評価委員会	
鳥取県農林水産部指定管理施設運営評価委員会	
鳥取県県土整備部指定管理施設運営評価委員会	
鳥取県立大山駐車場指定管理施設運営評価委員会	
鳥取県立大山自然歴史館指定管理施設運営評価委員会	

別表第2（第2条関係）

名称	調査審議する事項
鳥取県教育審議会	鳥取県教育審議会条例（平成18年鳥取県条例第12号）第3条第1項に規定する事項
鳥取県学力向上戦略本部	鳥取県の児童及び生徒の学力向上に向けた施策に関する事項
鳥取県教育委員会教職員の処分等に係る評価委員会	教職員の処分の基準案及び教職員の処分案並びに職員に対する求償に関する事項
鳥取県教育委員会職員結核・一般病健康管理審査会	職員に適用する一般疾患に係る健康管理区分の決定に関する事項
鳥取県教育委員会職員神経・精神障がい健康管理審査会	職員に適用する精神疾患に係る健康管理区分の決定に関する事項
鳥取県教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第9条各号に掲げる事項
鳥取県就学指導委員会	障がい児の障がいの種類及び程度に応じた就学指導に関する事項
鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会	特別支援学校における医療的な介助行為の実施に関する事項
鳥取県教職員研修等実施協議会	鳥取県教育センターが行う研修事業に関する事項
鳥取県立鳥取東高等学校学校関係者評価委員会	県立学校の教育活動その他の学校運営の評価に関する事項

別表第2 (第2条関係)

名称	調査審議する事項
鳥取県立鳥取西高等学校学校関係者評価委員会	県立学校の教育活動その他の学校運営の評価に関する事項
鳥取県立鳥取商業高等学校学校関係者評価委員会	
鳥取県立鳥取工業高等学校学校関係者評価委員会	
鳥取県立鳥取湖陵高等学校学校関係者評価委員会	
鳥取県立鳥取緑風高等学校学校関係者評価委員会	
鳥取県立青谷高等学校学校関係者評価委員会	
鳥取県立岩美高等学校学校関係者評価委員会	
鳥取県立八頭高等学校学校関係者評価委員会	
鳥取県立智頭農林高等学校学校関係者評価委員会	
鳥取県立倉吉東高等学校学校関係者評価委員会	
鳥取県立倉吉西高等学校学校関係者評価委員会	
鳥取県立倉吉農業高等学校学校関係者評価委員会	
鳥取県立倉吉総合産業高等学校学校関係者評価委員会	
鳥取県立鳥取中央育英高等学校学校関係者評価委員会	
鳥取県立米子東高等学校学校関係者評価委員会	
鳥取県立米子西高等学校学校関係者評価委員会	
鳥取県立米子高等学校学校関係者評価委員会	
鳥取県立米子南高等学校学校関係者評価委員会	
鳥取県立米子工業高等学校学校関係者評価委員会	
鳥取県立米子白鳳高等学校学校関係者評価委員会	
鳥取県立境高等学校学校関係者評価委員会	

別表第2（第2条関係）

名称	調査審議する事項
鳥取県立境港総合技術高等学校 学校関係者評価委員会	県立学校の教育活動その他の学校運営の評価に関する事項
鳥取県立日野高等学校学校関係 者評価委員会	
鳥取県立鳥取盲学校学校関係者 評価委員会	
鳥取県立鳥取聾 ^{ろう} 学校学校関係者 評価委員会	
鳥取県立鳥取聾 ^{ろう} 学校ひまわり分 校学校関係者評価委員会	
鳥取県立鳥取養護学校学校関係 者評価委員会	
鳥取県立白兔養護学校学校関係 者評価委員会	
鳥取県立倉吉養護学校学校関係 者評価委員会	
鳥取県立皆生養護学校学校関係 者評価委員会	
鳥取県立米子養護学校学校関係 者評価委員会	
鳥取県立琴の浦高等特別支援学 校学校関係者評価委員会	
鳥取県立鳥取東高等学校学校評 議員	県立学校の運営に関する事項
鳥取県立鳥取西高等学校学校評 議員	
鳥取県立鳥取商業高等学校学校 評議員	
鳥取県立鳥取工業高等学校学校 評議員	
鳥取県立鳥取湖陵高等学校学校 評議員	
鳥取県立鳥取緑風高等学校学校 評議員	
鳥取県立青谷高等学校学校評議 員	
鳥取県立岩美高等学校学校評議 員	
鳥取県立八頭高等学校学校評議 員	
鳥取県立智頭農林高等学校学校 評議員	

別表第2 (第2条関係)

名称	調査審議する事項
鳥取県立倉吉東高等学校学校評議員	県立学校の運営に関する事項
鳥取県立倉吉西高等学校学校評議員	
鳥取県立倉吉農業高等学校学校評議員	
鳥取県立倉吉総合産業高等学校学校評議員	
鳥取県立鳥取中央育英高等学校学校評議員	
鳥取県立米子東高等学校学校評議員	
鳥取県立米子西高等学校学校評議員	
鳥取県立米子高等学校学校評議員	
鳥取県立米子南高等学校学校評議員	
鳥取県立米子工業高等学校学校評議員	
鳥取県立米子白鳳高等学校学校評議員	
鳥取県立境高等学校学校評議員	
鳥取県立境港総合技術高等学校学校評議員	
鳥取県立日野高等学校学校評議員	
鳥取県立鳥取盲学校学校評議員	
鳥取県立鳥取聾 ^{ろう} 学校学校評議員	
鳥取県立鳥取聾 ^{ろう} 学校ひまわり分校学校評議員	
鳥取県立鳥取養護学校学校評議員	
鳥取県立白兔養護学校学校評議員	
鳥取県立倉吉養護学校学校評議員	
鳥取県立皆生養護学校学校評議員	

別表第2（第2条関係）

名称	調査審議する事項
鳥取県立米子養護学校学校評議員	県立学校の運営に関する事項
鳥取県立琴の浦高等特別支援学校学校評議員	
鳥取県キャリア教育推進会議	高等学校におけるキャリア教育のあり方及びキャリア形成のための具体的な施策に関する事項
鳥取県教育研究開発事業に係る運営指導委員会	文部科学省から指定を受けた新しい取組を試験的に行う学校の運営のあり方に関する事項
鳥取県立学校第三者評価委員会	専門的な知識を有する評価専門委員による鳥取県立学校の評価の実施に関する事項
鳥取県指導改善研修教員審査委員会	児童等に対する指導が不適切な教員の認定及びその処遇等に関する事項
鳥取県立鳥取商業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議	地域で活躍できる人材育成のあり方に関する事項
鳥取県立鳥取湖陵高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議	
鳥取県立智頭農林高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議	
鳥取県立倉吉農業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議	
鳥取県立米子南高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議	
鳥取県立米子工業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議	
鳥取県立境港総合技術高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議	
鳥取県社会教育委員	
とっとり県民カレッジ運営委員会	生涯学習のためのとっとり県民カレッジの運営のあり方に関する事項
鳥取県子どもの読書活動推進委員会	鳥取県の子どもの読書活動の推進施策に関する事項
鳥取県立船上山少年自然の家運営委員会	鳥取県立船上山少年自然の家の施設運営のあり方に関する事項
鳥取県立大山青年の家運営委員会	鳥取県立大山青年の家の施設運営のあり方に関する事項
鳥取県立図書館協議会	図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第2項に規定する事項

別表第2（第2条関係）

名称	調査審議する事項
鳥取県育英奨学生選考委員会	高等学校等奨学資金及び大学等奨学資金の貸付等に関する事項
鳥取県文化財保護審議会	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条第2項に規定する事項
鳥取県青谷上寺地遺跡発掘調査委員会	青谷上寺地遺跡の学術的な発掘調査の方法及び計画に関する事項
鳥取県妻木晩田遺跡発掘調査委員会	妻木晩田遺跡の学術的な発掘調査の方法及び計画に関する事項
鳥取県銃砲刀剣類登録審査会	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第14条第3項の規定による火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の鑑定に関する事項
鳥取県立博物館協議会	博物館法（昭和26年法律第285号）第20条第2項に規定する事項
鳥取県美術資料収集評価委員会	鳥取県立博物館に収蔵する美術資料の収集の可否及び評価に関する事項
鳥取県スポーツ審議会	鳥取県スポーツ審議会条例（平成24年鳥取県条例第6号）第2条第1項に規定する事項
鳥取県心や性の健康問題対策協議会	鳥取県の児童及び生徒の心と性に関する健康状態並びに学校における健康教育のあり方に関する事項
鳥取県子どもの体力向上支援委員会	鳥取県の児童及び生徒の体力に関する調査結果の考察並びに当該調査結果の学校における活用方法及び県の体力向上の取組に関する事項
鳥取県教育委員会指定管理候補者審査委員会	鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条、第6条第2項及び第22条第3項に規定する事項
鳥取県教育委員会指定管理施設運営評価委員会	指定管理者に管理を行わせている県立施設の管理運営状況の評価に関する事項

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県固定資産評価審議会条例等の一部改正について</p>					
<p>提 案</p>	<p>1 提出理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）により、地方税法の一部が改正され、固定資産評価審議会の委員の数は、各県が定めるとされたことに伴い、委員の数を定める。</p> <p>2 概要 (1) 審議会は、委員9人以内で組織する。 (2) その他所要の規定の整備を行う。 (3) 施行期日は、平成26年4月1日とする。</p> <p>(参考) 第3次一括法の概要 地方公共団体に対する義務付け・枠付け等については、地方分権改革推進委員会の勧告を受けて、対象となる約4千条項について順次見直しを実施しており、第3次見直しに係る事項（通知・届出・報告等の廃止又は努力義務化等、職員等の資格・定数等の上限の廃止又は条例委任等）及び第4次見直しに係る事項（地方からの提案等による見直し）について、関係法律の整備を行うもの。</p>					
<p>理 由 及 び 概 要</p>	<p>地方税法（昭和25年法律第226号）（抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="215 1030 1404 2004"> <thead> <tr> <th data-bbox="215 1030 805 1075">改正後</th> <th data-bbox="805 1030 1404 1075">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="215 1075 805 2004"> <p>(道府県固定資産評価審議会) 第401条の2 道府県に、道府県固定資産評価審議会を設置する。 2 道府県固定資産評価審議会は、次項各号に掲げる事項その他固定資産の評価に関する事項で道府県知事はその意見を求めたものについて調査審議する。 3 道府県知事は、次の各号に掲げる事項については、道府県固定資産評価審議会の意見をきかなければならない。 一 道府県知事が定める第388条第1項の固定資産評価基準の細目に関すること。 二 第419条第1項の勧告 (削る) 4 道府県固定資産評価審議会の委員は、国の関係地方行政機関の職員、当該道府県の職員及び当該道府県の区域内の市町村の職員並びに固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、道府県知事が任命する。 5 前項に定めるもののほか、道府県固定資産評価審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、当該道府県の条例で定める。</p> </td> <td data-bbox="805 1075 1404 2004"> <p>(道府県固定資産評価審議会) 第401条の2 道府県に、道府県固定資産評価審議会を設置する。 2 道府県固定資産評価審議会は、次項各号に掲げる事項その他固定資産の評価に関する事項で道府県知事はその意見を求めたものについて調査審議する。 3 道府県知事は、次の各号に掲げる事項については、道府県固定資産評価審議会の意見をきかなければならない。 一 道府県知事が定める第388条第1項の固定資産評価基準の細目に関すること。 二 第419条第1項の勧告 4 道府県固定資産評価審議会は、委員12人以内で組織する。 5 委員は、国の関係地方行政機関の職員、当該道府県の職員及び当該道府県の区域内の市町村の職員並びに固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、道府県知事が任命する。 6 前2項に定めるもののほか、道府県固定資産評価審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、当該道府県の条例で定める。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		改正後	改正前	<p>(道府県固定資産評価審議会) 第401条の2 道府県に、道府県固定資産評価審議会を設置する。 2 道府県固定資産評価審議会は、次項各号に掲げる事項その他固定資産の評価に関する事項で道府県知事はその意見を求めたものについて調査審議する。 3 道府県知事は、次の各号に掲げる事項については、道府県固定資産評価審議会の意見をきかなければならない。 一 道府県知事が定める第388条第1項の固定資産評価基準の細目に関すること。 二 第419条第1項の勧告 (削る) 4 道府県固定資産評価審議会の委員は、国の関係地方行政機関の職員、当該道府県の職員及び当該道府県の区域内の市町村の職員並びに固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、道府県知事が任命する。 5 前項に定めるもののほか、道府県固定資産評価審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、当該道府県の条例で定める。</p>	<p>(道府県固定資産評価審議会) 第401条の2 道府県に、道府県固定資産評価審議会を設置する。 2 道府県固定資産評価審議会は、次項各号に掲げる事項その他固定資産の評価に関する事項で道府県知事はその意見を求めたものについて調査審議する。 3 道府県知事は、次の各号に掲げる事項については、道府県固定資産評価審議会の意見をきかなければならない。 一 道府県知事が定める第388条第1項の固定資産評価基準の細目に関すること。 二 第419条第1項の勧告 4 道府県固定資産評価審議会は、委員12人以内で組織する。 5 委員は、国の関係地方行政機関の職員、当該道府県の職員及び当該道府県の区域内の市町村の職員並びに固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、道府県知事が任命する。 6 前2項に定めるもののほか、道府県固定資産評価審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、当該道府県の条例で定める。</p>
改正後	改正前					
<p>(道府県固定資産評価審議会) 第401条の2 道府県に、道府県固定資産評価審議会を設置する。 2 道府県固定資産評価審議会は、次項各号に掲げる事項その他固定資産の評価に関する事項で道府県知事はその意見を求めたものについて調査審議する。 3 道府県知事は、次の各号に掲げる事項については、道府県固定資産評価審議会の意見をきかなければならない。 一 道府県知事が定める第388条第1項の固定資産評価基準の細目に関すること。 二 第419条第1項の勧告 (削る) 4 道府県固定資産評価審議会の委員は、国の関係地方行政機関の職員、当該道府県の職員及び当該道府県の区域内の市町村の職員並びに固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、道府県知事が任命する。 5 前項に定めるもののほか、道府県固定資産評価審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、当該道府県の条例で定める。</p>	<p>(道府県固定資産評価審議会) 第401条の2 道府県に、道府県固定資産評価審議会を設置する。 2 道府県固定資産評価審議会は、次項各号に掲げる事項その他固定資産の評価に関する事項で道府県知事はその意見を求めたものについて調査審議する。 3 道府県知事は、次の各号に掲げる事項については、道府県固定資産評価審議会の意見をきかなければならない。 一 道府県知事が定める第388条第1項の固定資産評価基準の細目に関すること。 二 第419条第1項の勧告 4 道府県固定資産評価審議会は、委員12人以内で組織する。 5 委員は、国の関係地方行政機関の職員、当該道府県の職員及び当該道府県の区域内の市町村の職員並びに固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、道府県知事が任命する。 6 前2項に定めるもののほか、道府県固定資産評価審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、当該道府県の条例で定める。</p>					

鳥取県固定資産評価審議会条例等の一部を改正する条例（抜粋）

（鳥取県固定資産評価審議会条例の一部改正）

第1条 鳥取県固定資産評価審議会条例（昭和37年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第401条の2第5項の規定に基づき、鳥取県固定資産評価審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（組織）</p> <p><u>第2条 審議会は、委員9人以内で組織する。</u></p> <p>（任期）</p> <p>第3条 略</p> <p>（会長）</p> <p>第4条 略</p> <p>（会議）</p> <p>第5条 略</p> <p>（運営の細目）</p> <p>第6条 略</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第401条の2第6項の規定に基づき、鳥取県固定資産評価審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（任期）</p> <p>第2条 略</p> <p>（会長）</p> <p>第3条 略</p> <p>（会議）</p> <p>第4条 略</p> <p>（運営の細目）</p> <p>第5条 略</p>

第2条～第9条 略

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、公布の日から施行する。

条例名等	議会の委任による専決処分の報告について (3) 鳥取県情報公開条例等の一部改正について (平成25年7月22日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>特例民法法人が公益社団法人若しくは公益財団法人又は一般財団法人に移行したことに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 職員の給与に関する条例</p> <p>ア 給与からの控除について定めた規定中、財団法人鳥取県職員互助会、財団法人鳥取県教育関係職員互助会及び財団法人鳥取県警察職員互助会の名称を改める。</p> <p>イ 施行期日は、公布日とする。</p> <p>(2) 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</p> <p>ア 職員の派遣について定めた規定中、職員を派遣することができる財団法人鳥取県環境管理事業センター、財団法人鳥取県教育文化財団、財団法人鳥取県造林公社、財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構及び社団法人鳥取県観光連盟の名称を改める。</p> <p>イ その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>ウ 施行期日は、公布日とする。</p>

鳥取県情報公開条例等の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与からの控除)</p> <p>第16条の13 職員の給与の支給に際しては、その給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>一般財団法人鳥取県職員互助会、一般財団法人鳥取県教育関係職員互助会及び一般財団法人鳥取県警察職員互助会の掛金及び償還金</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 地方職員共済組合鳥取県支部、公立学校共済組合鳥取支部、<u>一般財団法人鳥取県教育関係職員互助会、一般財団法人鳥取県警察職員互助会、鳥取県職員労働組合、鳥取県教職員組合、鳥取県高等学校教職員組合、公益財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部及び警察職員生活協同組合鳥取県支部</u>が取り扱う保険の保険料及び共済掛金</p> <p>(6)～(8) 略</p>	<p>(給与からの控除)</p> <p>第16条の13 職員の給与の支給に際しては、その給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>財団法人鳥取県職員互助会（昭和58年4月1日に財団法人鳥取県職員互助会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人鳥取県教育関係職員互助会（昭和47年8月1日に財団法人鳥取県教育関係職員互助会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）及び財団法人鳥取県警察職員互助会（昭和59年3月31日に財団法人鳥取県警察職員互助会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）の掛金及び償還金</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 地方職員共済組合鳥取県支部、公立学校共済組合鳥取支部、<u>財団法人鳥取県教育関係職員互助会、財団法人鳥取県警察職員互助会、鳥取県職員労働組合、鳥取県教職員組合、鳥取県高等学校教職員組合、公益財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部及び警察職員生活協同組合鳥取県支部</u>が取り扱う保険の保険料及び共済掛金</p> <p>(6)～(8) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、<u>地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めに基づき医師である職員</u>（次項に定める職員を除く。以下この項において同</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、<u>地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めに基づき医師である職員</u>（次項に定める職員を除く。以下この項において同</p>

じ。)を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。

(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの

ア 公益財団法人鳥取県環境管理事業センター

イ 公益財団法人鳥取県教育文化財団

ウ～オ 略

カ 公益財団法人鳥取県造林公社

キ 略

ク 公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構

ケ 略

コ 公益社団法人鳥取県観光連盟

サ 公益社団法人鳥取県人権文化センター

シ 略

(2)・(3) 略

2・3 略

じ。)を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。

(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの

ア 財団法人鳥取県環境管理事業センター（平成6年12月27日に財団法人鳥取県環境管理事業センターという名称で設立された法人をいう。）

イ 財団法人鳥取県教育文化財団（昭和48年3月26日に財団法人鳥取県遺跡調査会という名称で設立された法人をいう。）

ウ～オ 略

カ 公益社団法人鳥取県人権文化センター

キ 財団法人鳥取県造林公社（昭和41年4月13日に財団法人鳥取県造林公社という名称で設立された法人をいう。）

ク 略

ケ 略

コ 略

サ 社団法人鳥取県観光連盟（平成4年5月2日に社団法人鳥取県観光連盟という名称で設立された法人をいう。）

シ 財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（昭和44年10月9日に財団法人鳥取県農業開発公社という名称で設立された法人をいう。）

(2)・(3) 略

2・3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例名等	議会の委任による専決処分の報告について (11) 職員の退職手当に関する条例の一部改正について (平成25年8月25日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方公務員等共済組合法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額について定めた規定中、引用している地方公務員等共済組合法の条項を厚生年金保険法の条項に改める。 (2) 勤続期間の計算について定めた規定中、引用している地方独立行政法人法の条項を改める。 (3) 施行期日は、公布日とする。ただし、(1)に係る改正については、平成27年10月1日から施行する。</p>

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前																			
<p>（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第3条 退職した者で、次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の理由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下同じ。）に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。</p>		<p>（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第3条 退職した者で、次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の理由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下同じ。）に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>退職者</th> <th>年数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 傷病（<u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条、第5条並びに附則第29項及び第30項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第17条第1項各号に掲げる者を含む。以下この表及び第8条の2第4項において「自己都合退職者」という。）で、勤続期間が20年未満のもの</u></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	退職者	年数	割合	1 傷病（ <u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条、第5条並びに附則第29項及び第30項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第17条第1項各号に掲げる者を含む。以下この表及び第8条の2第4項において「自己都合退職者」という。）で、勤続期間が20年未満のもの</u>	略		略			略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>退職者</th> <th>年数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 傷病（<u>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条、第5条並びに附則第29項及び第30項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第17条第1項各号に掲げる者を含む。以下この表及び第8条の2第4項において「自己都合退職者」という。）で、勤続期間が20年未満のもの</u></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	退職者	年数	割合	1 傷病（ <u>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条、第5条並びに附則第29項及び第30項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第17条第1項各号に掲げる者を含む。以下この表及び第8条の2第4項において「自己都合退職者」という。）で、勤続期間が20年未満のもの</u>	略		略			略
退職者	年数	割合																			
1 傷病（ <u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条、第5条並びに附則第29項及び第30項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第17条第1項各号に掲げる者を含む。以下この表及び第8条の2第4項において「自己都合退職者」という。）で、勤続期間が20年未満のもの</u>	略																				
略																					
退職者	年数	割合																			
1 傷病（ <u>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条、第5条並びに附則第29項及び第30項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第17条第1項各号に掲げる者を含む。以下この表及び第8条の2第4項において「自己都合退職者」という。）で、勤続期間が20年未満のもの</u>	略																				
略																					
<p>（勤続期間の計算）</p> <p>第9条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員若しくは国家公務員</p>		<p>（勤続期間の計算）</p> <p>第9条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員若しくは国家公務員</p>																			

(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)(以下「他の公務員」という。)、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員若しくは現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)第1条第2項に規定する現業職員(以下「企業職員等」という。)、病院事業の管理者又は教育長が、引き続いて職員となったときにおけるその者の他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の他の公務員又は企業職員等としての引き続いた在職期間については前各項の規定を、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間については知事等の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第50号)第3条第3項及び第6条(同条例第8条において準用する場合を含む。)の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者の在職した地方公共団体の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の退職手当の支給の基準(同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。))において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)又は他の公務員が定員若しくは定数の減少、組織の改廃若しくは予算の減少その他これらに準ずる理由により過員若しくは廃職を生じたことにより退職し、引き続いて職員となったときにおいて、知事がその者の他の公務員としての引き続いた在職期間を通算しないことに定めたときにおける当該他の公務員としての引き続いた在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)(以下「他の公務員」という。)、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員若しくは現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)第1条第2項に規定する現業職員(以下「企業職員等」という。)、病院事業の管理者又は教育長が、引き続いて職員となったときにおけるその者の他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の他の公務員又は企業職員等としての引き続いた在職期間については前各項の規定を、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間については知事等の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第50号)第3条第3項及び第4項並びに第6条(同条例第8条において準用する場合を含む。)の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者の在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の退職手当の支給の基準(同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。))において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)又は他の公務員が定員若しくは定数の減少、組織の改廃若しくは予算の減少その他これらに準ずる理由により過員若しくは廃職を生じたことにより退職し、引き続いて職員となったときにおいて、知事がその者の他の公務員としての引き続いた在職期間を通算しないことに定めたときにおける当該他の公務員としての引き続いた在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1) 略

(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方

(1) 略

(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方

独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(3)～(7) 略

6～9 略

独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(3)～(7) 略

6～9 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成27年10月1日から施行する。

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	東京本部	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	161,280	平成25年7月1日 ～平成29年6月30日	鳥取県東京本部